



Safety and Health

安全と健康

No.229

今月のおススメ改善事例

【 学校給食調理室での改善事例 】



●回転釜の手元を明るくするために、垂木を渡して照明ライトをつけました。



●調理室倉庫の整理整頓。きれいに区分して使いやすい。

- じん肺合併肺がんの認定基準が緩和…2
- トピック新VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン…4
- 外国人労働者 問われている労働組合の役割・労働運動の課題…6
- バングラディッシュポジティブセミナー…7
- 第18回北茨城じん肺健診…10
- 地域から相談から…11
- ・インドネシア研修生の労災申請
- ・大工さんの腱板断裂
- ・仕出し炊飯業務で頸肩腕障害
- リレーエッセイ
- ・この道…14
- ・お知らせ…職場改善発表会…15

特定非営利活動法人
東京労働安全衛生センター機関紙

(頒 価) 200円

発行人 : 平野敏夫
住 所 : 〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F
Tel (03)-3683-9765 Fax (03)-3683-9766
E-mail etoshc@jca.apc.org
Homepage URL <http://www.jca.apc.org/etoshc/>
振 替 : 【郵便】00160-8-183157
【中央労金亀戸支店】284-1612779
発行日 : 2002年3月28日



地域から・相談から

◆インドネシア人研修生が労災申請

■熱間プレスで左示指切断の災害

インドネシア人Dさん（当時20歳）は、2000年8月に研修先の工場でプレス機災害に合い、左示指を切断した。後遺障害に対し研修生保険の保険金53万円が支給された。

その後実習生として東京の会社で働いていたが、今年2月末、新潟県の三条労働基準監督署に労災保険の障害補償給付を請求した。研修生の労働者性が問われる労災請求はおそらく初めて。

Dさんは2000年2月に（財）中小企業人材育成事業団（アイム・ジャパン）の受け入れで来日。1か月の研修の後、同年3月から新潟県の金属加工業のT社に配属された。そこでは主に熱間プレス機械で金属部品を加工する作業をしていた。工場長に命じられて月8時間～20時間程度の残業があった。月末に残業代が支給された。

Dさんの他に2名のインドネシア人研修生と2名の実習生が働いていた。研修生と実習生、日本人従業員との仕事内容は全く同じだった。

■労働者性が問われる研修実態

「出入国管理及び難民認定法」の研修は「公私の機関より受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動」にあたり「就労」とはみなされない。

しかしT社の研修実態は就労と異なるところがない。研修期間の5分の1の非実務研修は全く行われていなかった。本来「不正行為」として禁じられている残業（時間外研修・休日研修）があり、その報酬として残業代が支払われていた。

3月3日、新宿で開かれた「シンポジウム-まやかしの外国人研修制度パート2」では東京安全センターからインドネシア人研修生Dさんの労災を報告した。

研修生・技能実習生制度が人材不足に悩む日本企業に安価な労働力として活用されているのではないかと。

ぜひDさんの労災認定を勝ち取り、まやかしの外国人研修制度の抜本的改革を求めていきたい。

（事務局 飯田）

◆建設ユニオン千葉支部の大工さん、腱板断裂で労災認定

Mさんは中学卒業の1950年から50年間造作大工として働き続けてきた。1950年から故郷の島根県にて見習い、1960年上京し、1963年からはK工務店にて木造注文住宅を作ってきた。注文住宅の仕事が減ると、1995年から住宅販売会社T住宅で一人親方として働いてきた。

2000年4月、右肩に痛みを感じて整形外科を受診したところ「右肩腱板断裂」と診断された。しかし仕事を休むことが出来ず、通院しながら働き続け、10月によりやく手術を受けた。

昨年1月初めてセンターに来所し、一人親方の特別加入をしていることから柏労働基準監督署へ労災補償請求を行った。センター事務局はMさんの業務量をまとめて署へ提出した。同じ木造住宅であっても、専門的な技術を駆使する注文住宅と規格品の住宅の仕事はかなり異なる。最も大きな違いは塗り壁と板張り天井に替わるボードである。住販メーカーの住宅では、大工さんの仕事はさながら「ボード張り屋」である。1棟の2階建て住宅を建てるために天井、壁へ90cm×180cmまたは240cm、十数kgのボードを350枚以上張ることになる。ほとんどの作業は腕を肩より上へ挙げての挙上作業で、ビス止め機や釘打ち機のような重い工具を手で支えて使用する。また、納期に追われて、早朝から午後7時まで現場で働き、月に1日程度しか休めなかった。そのような労働条件でMさんは災害的な要因なく長年の負荷の蓄積により腱板断裂を発症したと思われた。非災害性の上肢障害の認定は災害性と比べて困難と思われたが、業務量から考えて発症し得ると判断し労災請求を行っ

た。実はM整形外科の主治医が加齢による変成もありえる等、労災について猜疑的な意見書を提出してしまい、認定には1年を要したが、加齢よりも業務量が重いこと、疲労性の腱板断裂が大工さんのような肉体労働者に多いことを示す論文を提出するなどして業務上認定を得た。

(事務局 外山)

サポーターで締め上げれば痛くない?!

◆ Nさん仕出し炊飯作業で頸肩腕障害が業務上認定

Nさんは(株)M社(劇場経営)のS営業所で料飲事業部に所属し、観劇にやってくる客や法事など注文に応じて高級弁当を作っていた。担当は炊飯で同時に鮮魚仕込みも兼任した。弁当は鮮魚を扱うため夏期の注文は少いが、それ以外は毎日1000～2000食を日常的に取り扱っていた。

■時間との闘い

炊飯は3日を1クールにした交替制で、原則一日ひとり作業だ。米袋は一つ30kg。これを10kgに分け3～4回水を換え洗米しざるに上げる。15分間程乾燥させ炊飯だ。釜は4升炊きが基本。水を吸った米は10kg以上の重量になる。定量の水と共に米を釜にセットすると重さは、釜5kg+米10kg+水5kgで合計20kg強だ。炊きあがった釜をガス台が降ろし蒸らしてから釜をひっくり返してしゃもじでひつに掻き出し、紙をかけ、ひつのフタを締めて一行程が終了する。ここまでがほぼ50分である。

使用する釜は9台。朝7時を目処に必要な量を炊き、且つさめないうちに納めるのがNさんの役目だ。短時間で能率的に炊飯作業を一人でこなすNさんはその日の注文に応じた炊飯のタイムテーブルを作った。例えば7時までに9台の釜を炊きあげるには早朝4時半から10分から～15分の時間差計算の上で確実に炊飯作業を進めていくという具合だ。「集中した作業で、まさに毎日が戦場のようだった」とNさんは語った。

■蓄積した疲労と過重な作業で激痛発生

平成11年9月頃から、S営業所は本社分の炊飯も受け持つことになった。営業所担当分の炊飯を7

時半までに終了し、9時半を目処に本社分を炊飯するのだ。この業務の増加で翌年には春頃Nさんは腕の疲労を自覚し始めていた。

そして10月のある日、Nさんは午前2時過ぎに出勤した。午前6時頃までにS営業所分の250～300kgの約30回分の炊飯(白米、茶飯、かやく、すし飯用)を、さらに午前11時を目処として本社分の松茸ご飯270kg- およそ27回分の炊飯を仕上げるためだった。深夜からおよそ9時間、一人で50数回緊張した炊飯を反復した最終場面-午前11時10分頃、最後の釜をひっくり返そうとした時、ついに左肘にずきんと激痛が走った。

■サポーターで締め上げながら

この日を契機にNさんは肘の痛みに苦しめられるようになった。11月半ば、上司に「休ませて欲しい」と話したが、「痛くたって腕にサポーターでも巻けばできる」と怒鳴られた。指示通りバンドで腕をきつく締め上げ作業すると感覚が麻痺して痛みは薄くなるが手指がひどくむくんだ。12月には症状はさらに悪化し、痛みで盛りつけ作業時、タッパー、メジャー、皿を左手で持てず、ふきんも絞れなくなった。上司は「なんでいつまでも治らないのか」とNさんを責め続けたが、就労しながらの治療は効果は出なかった。逆に肩・首に痛みが拡大し、めまいなどの自律神経にも影響がでるまでになっていたのである。

Nさんが最終的に会社を休職したのは翌年の4月末のこと。すでに我慢も限界だった。治療に専念し、亀戸労働基準監督署に頸肩腕障害として労災請求し、14年2月業務上と認定された。

(事務局 内田)